

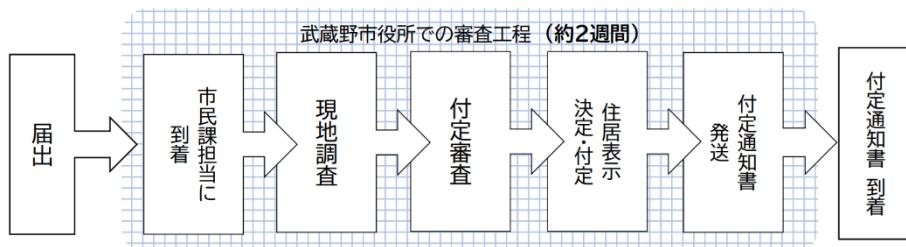
新築・増改築時の住居表示新築届出のご案内

建物を新築・増改築・建替した場合、建築確認申請とは別に「住居表示を必要とする建物等の新築届」が必要になります。

この届出により住居番号が決まり住所を定めることができます。届出されないと住む方の住所が定まらず住民登録ができなくなることがあります。届出方法と裏面FAQをご確認の上、ご提出ください。

○届出方法

届出できるかた	建物等の関係者 … 所有者、管理者、占有者、建築業者等
届出時期	主要な出入口が完成し、現地調査・実測が可能な状態になってから
届出に必要なもの	1 新築届（住居表示を必要とする建物等の新築届） *市HPからダウンロード可
	2 配置図コピー（寸法入り）
	3 <u>各階平面図コピー（寸法入り）</u>
	4 立面図コピー（東西南北の4面分）
	5 案内図（建物を建てる場所が分かれる地図）
	6 届出人の本人確認資料（個人番号カード、免許証、資格確認書、社員証等） *郵送の場合は写しを同封してください。
	7 地積測量図 ※建売住宅など棟数の多いもの、大きな敷地を分割し住宅を建てる場合などについては、併せて「地積測量図」の添付をお願いする場合があります
受付窓口	市役所本庁舎1階 市民課または各市政センター 郵送での届出も可能です。ファックス、メールでの届出はできません。
届出後の流れ	届出後、市で現地確認等を行い住所が決定し、住所決定後に通知書及び住居番号のプレートを送付いたします。 <u>届出から住所の決定（付定通知書の到着）までは、通常2週間程度かかります</u> ので、余裕をもって届出ください。



裏面あり

FAQ ~よくある質問と注意点~

Q1▶新築届を出さなくても、住民票や印鑑登録証明書を交付してもらえますか？

A1▶新築届出をしないと、新住所での住民登録ができないため、交付できません。

住所が確定しないことから、転入・転居、印鑑登録などの登録手続き自体ができません。

Q2▶以前立っていた建物（取壊し済み）と、同じ住所を付けてもらうことはできますか？

A2▶ご希望の住所を付定することはできません。

現在の審査基準に沿って実態に即した付定を行うため、必ずしも同一の住所が付定されるわけではありませんので、従前の住所と異なった住所が付定されることがあります。特に、前の建物と玄関及び門扉（出入口）の位置が変わるとき、住所が前の建物と変わる可能性があります。

住所の決定（付定通知書の到着）前に、ご自身が届出された各所への住所変更の手続き等の保障は致しかねますので、ご了承ください。

Q3▶建物の一部をリフォームした場合でも、新築届は必要ですか？

A3▶主要な出入り口の位置が変わるとき、建物の形状が変わるときは、
新築届が必要です。

Q4▶新築届出をすれば、提出したその場で住所は確定しますか？

A4▶現地調査と審査に時間要するため、すぐには確定しません。

市で現地確認・審査等を行う必要があるため、

住所の決定（付定通知書の到着）までは、通常2週間程かかります。

余裕をもってご提出ください。

問い合わせ・郵送提出先

武蔵野市市民課市民係 住居表示担当

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1839